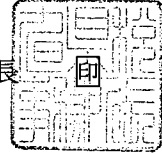


公 示 送 達 書

令和8年10月13日

千葉県旭県税事務所長



地方税法第20条の2第1項の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達します。なお、これらの書類は県税事務所長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

氏 名 又 は 名 称	書 類 名	備 考
KEN AUTO 合同会社	督促状（一般税用）	所在不明

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、上記の書類の送達があったものとみなされます。